

丸のこ等取扱い作業従事者教育

1 教育の目的

この教育は、厚生労働省の平成 22 年 7 月 14 日付け（基安発 0714 第 3 号）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達に示されている労働安全衛生教育となっており、丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業者が、丸のこ等に関する正しい知識や使用方法を習得できるよう実技指導等を交えた安全衛生教育を実施するもの。

2 受講対象

建設現場等で丸のこ等を使用する作業に従事する者。

3 科目及び時間（休憩時間は 1 時間毎に 5 分間）

科 目	時 間	時 間 割	講 師
丸のこ等に関する知識	0.5	13:00～13:30	建災防佐賀県支部講師
丸のこ等を使用する作業に関する知識	1.5	13:30～15:05	
丸のこ等の点検・修理及び整備に関する知識	0.5	15:10～15:40	
安全な作業方法に関する知識	0.5	15:40～16:10	
関係法令等	0.5	16:15～16:45	
丸のこ等の正しい取扱い方法	0.5	16:45～17:15	

4 受講料（テキスト代 1,050 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
7,310 円	8,310 円

注 会員はテキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料になります。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具・マスク

7 実施日・会場

実施日 令和 3 年 5 月 12 日（午後）

会 場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563